

日本共産党・広次忠彦です。通告にそって質問します。

最初に、商工行政について質問します。

日銀の調査によると、9月末の国内銀行の中小企業向け貸出金の残高は、約179兆円で、1年前と比べると約5兆9千億円、2年前と比べると約7兆8千億円減少しています。

みずほ銀行から融資を受けてテナント業を営んでいた事業者が、突然「返済条件は変更できない。3ヵ月後、しかるべき処理に入る」と、リーマンブラザーズの破綻から約1ヵ月後に通告を受けています。しかるべき処理とは、賃料や土地の差し押さえにほかなりません。「この間、賃料の収入減などの理由で、条件変更にも何度か応じてもらい、毎月40万円から60万円をちゃんと返済してきたのに」と事業者は告発しています。「大銀行が中小・零細企業からの資金回収を急いでいるのは、投機で目減りした資産の穴埋めを狙っているのではないか」と指摘する中小企業診断士もいます。大銀行が、中小企業・業者への貸し渋り・貸しはがしの先頭にたっていることは許せません。大分県内の銀行では、9月末の地方公共団体を除く県内向け貸出金残高は約1兆2562億円で、1年前と比べると352億円、2年前と比べると493億円も減少しています。貸出件数も1年前より5267件、2年前より12596件減少しており、貸し渋り・貸しはがしなどが懸念される材料です。

そこで質問しますが、市内における貸し渋りや貸しはがしなどの事態について、調査をおこなうと同時に、対策を持つ必要があると考えますが、見解を求めます。

(質問1)

政府の中小企業の資金繰りを応援する緊急保証制度が、10月31日からスタ

一トしました。従来の経営安定関連5号の指定業種を、545業種に拡大したのち、さらに618業種に拡大しました。資格要件も、平均売上高の減少率に関する規定を5%から3%に緩和、平均売上総利益率または平均営業利益率の減少率に関する要件も追加されました。

大分市では10月31日から11月28日までの間に、172件の認定をおこなっています。これは通常の1年分の件数に相当するとも聞きました。通常の制度融資では、信用保証協会・8割と金融機関・2割の責任共有があり、金融機関の審査が厳しくなっていますが、今回の緊急保証制度では保証協会が100%保証となっており、この機に融資を受けたいと願う中小企業・業者の実態がうきぼりとなっていると思われます。

そこで質問しますが、①市の認定をうけた事業者でも、金融機関から断れる事例もあると聞いていますが、実態の把握と経営相談も含めて必要な対策をすること、②対象となっていない、例えばビルメンテナンスなどの業種について、国に追加を要求すること、市独自の対象として金融機関などと連携して対応すること、③市の制度融資では「市税の滞納がないこと」が条件となっていますが、実態にそくしておらず、計画的に納付している人も対象にすること、④市制度融資の金利はかなり低く設定されていますが、こうした時期だけに、さらに金利を引き下げること、⑤市制度融資の枠がいっぱいになってきていますが、預託金を増やすか、あるいは協調倍率を高める考えはないでしょうか、以上5点について見解を求めます。(質問2・3・4・5・6)

景気の悪化も原因して、「月の半分程度しか仕事がない」などの声が寄せられています。一方、学校や市営住宅、公共施設などの営繕要求は、予算の関係などで先送りにされている事例が多数みうけられます。思い切って予算を増やし、市内業者に直接発注をする、入札登録のない事業者でも営繕のみなら発注するなど

の努力をする考えはないでしょうか、見解を求めます（質問7）

景気悪化による下請け代金の遅延・買いたたきが、全国的に発生しており、政府も対応する動きがあります。国の対策待ちにならず、市独自の調査、労働局などとの連携で、すみやかな対応をする考えはないでしょうか、見解を求めます。

（質問8）

現行の企業立地促進助成金では、雇用などの基準が高すぎて、結局大企業や中堅企業しか利用できません。経営も安定し内部留保も莫大な大企業への「助成金」は必要ないと思います。不況のなかでもがんばっている市内中小企業・業者が利用できる制度に改善する考えはないでしょうか、見解を求めます。（質問9）

つぎに、福祉行政については、障害者福祉について質問します。

障害者自立支援法が施行されてから2年半余りがたちました。この間、原則1割の応益負担による重い負担増のために、施設や在宅サービスの利用を断念・抑制せざるをえない障害者があいついでいます。事業所は、職員の労働条件の切り下げを余儀なくされ、離職者があいつぎ、人手不足が一段と深刻になっています。障害者福祉の基盤が崩壊しかねない事態となっています。

政府は、障害者や世論の声におされて、2007年度に「特別対策」、2008年度に「緊急措置」と、2度にわたって利用者負担軽減などの改善策を実施しましたが、矛盾の根幹である応益負担制度には手をつけていません。

来年は、同法の規定にもとづき3年後の見直しをおこなう年となります。政府は来年の通常国会に「改正」案を出す予定だと聞いています。法施行後に噴出している数多くの矛盾や、障害者や施設の深刻な実態をみれば、部分的な手直しではすませられないことは明らかです。

わが党は、現行の自立支援法は廃止すると同時に、現行の福祉法制度で、「制度の谷間」におかれている難病・発達障害・高次脳機能障害をはじめとするあらゆる

る障害者を対象とする総合的な福祉法制として、障害者が人間らしく生きる権利を真に保障する、総合的な障害者福祉法を確立すること提案しています。

このなかで、障害者自立支援法の重大な7つの問題点を、①「応益負担」制度は廃止する、②事業所に対する報酬を引き上げる、③就労支援、「くらしの場」のあり方を権利保障の視点で見直す、④障害のある子どもの発達を保障する、⑤自立支援医療は元にもどし拡充する、⑥「障害程度区分」認定は根本的に見直す、⑦地域生活支援事業へ国の財政保障を十分におこなうことで、解決する提案をおこなっています。

そこで質問しますが、現行障害者自立支援法の問題点について、どのように解決することが望ましいと考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問10)

つぎに都市計画道路の認定の変更にかかわって質問します。

都市計画道路のうち8路線で、計画廃止などの方向性で検討がすすめられ、関係する地元などへの説明がおこなわれたと聞きました。それぞれの路線で、地元の対応は違うと思いますが、都市計画道路ができることによって、利便性が向上すると考えていたものが、廃止となれば、地元で困惑や疑義が生じることはあきらかです。例えば、都市計画道路畑中田尻線のうち、ホワイトロード以南については廃止の方向性です。地元関係者からは路線廃止なら、「通学路となっている道路を市道として整備してほしい」との要望が出ていると聞いています。都市計画道路の廃止などがおこなわれるのであれば、地元の意見や要望に十分配慮した対応が必要と考えますが、見解を求めます。(質問11)

最後に、平和・民主主義にかかわる問題について質問します。

戦前の日本の侵略を否定する論文を発表して更迭された田母神前空幕長が、免職にもならず、7千万円ともいわれる退職金を受け取りました。田母神氏は、講

演などで対外的な発言を続けています。さきの論文の発表だけでなく、航空総隊司令官のとき、隊内誌『鵬友』で政府の方針に反する内容の論文を発表したり、統合幕僚学校長になると、「歴史観・国家観」の講義を新設し、侵略戦争を美化する学者を講師にして幹部自衛官に教えたことも問題となっています。田母神氏個人の問題ではありません。侵略戦争の反省のうえに成り立つ憲法と、侵略をわびた1995年8月の「村山首相談話」を否定する人物を、なぜ航空自衛隊のトップにすえたのか、また懲戒免職にしなかったのか、政府の任免責任が問われます。政府は、「発言は問題だ」としながらも、免職にもしない態度などには道理がありません。

そこで質問しますが、前空幕長の発言は憲法に抵触するとかんがえますが、憲法9条を崇高とする市長にとって、この問題をどのような考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問12)

今年度の日出生台での米軍演習は、「運用上の都合」という理由で中止となりました。今回で2度目です。「米軍の演習は、砲撃訓練からテロ対策訓練に移行している」という認識をもつ平和運動関係者もいます。米軍の演習は、県民・市民の安全をそこねる重大な問題です。ただ1篇の「連絡」だけで、何の説明もない演習は、この機会にやめるべきです。国にやめるように要求する考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問13)

また自衛隊の演習時に、市内の赤坂タウンの方からは「洗濯機の上に、偶然置いて花瓶が震えた」とか、他の団地からも「砲撃音が響く。不気味だ」という声が、寄せられています。曇天などの天候のとき響くようですが、こうした天候のときには演習をしないように要求する考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問14)

以上で、1回目の質問を終わります。